

上山市長 山 本 幸 靖 様
上山市議会議員 大 沢 芳 朋 様

上山市監査委員 大 和 啓
上山市監査委員 枝 松 直 樹

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、次のとおり監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の基準

上山市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査等の種類

財務監査（地方自治法第199条第1項）及び行政監査（同条第2項）。

3 監査等の対象 建設課

4 監査期日 令和6年3月21日

5 監査等の着眼点

監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。令和4年度上山市監査計画の「2 監査の実施方針」により行った。

6 監査等の実施内容

諸帳簿及び資料のほか関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じ関係者から説明を聴取して行った。

7 監査等の結果

監査の対象となった事務は、概ね適正と認めた。

なお、主なる所見は次のとおりである。

(1) 主なる所見

誰もが安心して住み続けられるまちづくりに向けて、職員一丸となり精力的に事業に取り組まれていることに対し、その労を多とする。特に、市民生活を支えるインフラ整備事業や駅東西開発事業は、安心安全で賑わいのあるまちづくり、さらには定住促進へ繋がり、大変重要な役割を担うものである。引き続き、市民に理解を得ながら、長期的な視点のもと、効果的な事業の推進に努められたい。

また、職員の専門性の確保など人材育成にも注力し、適正な事務事業の執行に努められたい。